

令和5年議案第14号

江南市新学校給食センター整備等事業者選定委員会委員の任命について

別紙の者を江南市新学校給食センター整備等事業者選定委員会委員に任命したいから、江南市新学校給食センター整備等事業者選定委員会設置要綱第3条の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和5年3月31日提出

江南市教育委員会

教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市新学校給食センター整備等事業者選定委員会委員に異動があったため、後任の者を任命する必要があるからであります。

(参 考)

江南市新学校給食センター整備等事業者選定委員会設置要綱（抜粋）

(組織)

第3条 委員会は、5名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。ただし、委員に人事異動等があった場合は、代理の者をもってこれに充てることができる。

(1) 学識経験者

(2) 総務部長

(3) 教育部長

(4) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、事業に係る事業者の選定が終了する日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。